

「市街地活性化事業」を募集

中心市街地内（駅や笠間稲荷周辺）において、地域の活性化および地域の振興に寄与することを目的として、市民等が自主的・主体的に行う事業に対して補助金を交付します。

○補助の対象となる区域

- (1) 笠間稲荷神社、岩間駅、友部駅、笠間駅のいずれかを含む地域で、都市計画法第9条に規定する近隣商業地域および商業地域
- (2) 県道稲田停車場線の稲田駅から神田橋までの沿線および市道（笠）3173号線、市道（笠）3535号線沿線（対象地域の詳細はお問い合わせください）

○補助の対象者

市街地活性化事業を行う個人または法人、市民等で構成される団体（現在、市から補助を受けている方、または税等を滞納している方は対象外）

○対象となる事業と補助金の額

次のいずれかに該当し、事業費総額（補助対象経費）がハード事業50万円・ソフト事業10万円以上で、補助金交付決定後、平成29年度末までに完了見込みの事業。

【ハード事業（施設等の整備または保全のための事業）】

- (1) 空き店舗等の活用：空き店舗・空き家・空き蔵等を改装または空き地を活用した店舗、宿泊施設、コミュニティ施設等としての整備
- (2) 観光・商業施設の整備：休憩スペース・観光案内所・観光案内板・案内放送設備等の設置
- (3) まち並み景観整備：地域の景観ルール等に基づく景観整備

【ソフト事業（イベントやPR等の事業）】

補助金の交付を受けたハード事業（施設整備等）の目的を達成するための事業（施設のオープンイベント等に要する経費、施設紹介等の広報に要する経費）

○補助率

補助対象事業費の1/2以内。ただし、市民等で構成される団体（商店会等）が行う事業で、笠間市市街地活性化事業補助金審査委員会が特に必要と認めた場合は、補助対象経費の4/5以内

注意 事項

- ※補助金の交付額はハード事業3,000万円、ソフト事業300万円を限度とし、予算の範囲内で決定します。
- ※申請前に着工した事業、または交付決定通知が届く前に着工した事業については対象になりません。
- ※市街地活性化事業補助金審査会で、別に定める審査項目による書類審査を行い決定します（必要に応じプレゼンテーションによる審査を行う場合があります）。

○申請書類の受付期限

5月26日（金） 午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜・祝日を除く）

【問合せ】まちづくり推進課（内線537）

笠間市地域おこし協力隊 活動報告 No. 44



東京駅で笠間市を紹介する秋元さん

プロフィール

あきもと けんいち
秋元 健一（39歳） 東京都より移住

研修を終え、これからが本番

昨年の7月から参加していた、中小企業庁の「ふるさとグローバルプロデューサー育成支援事業」の研修が2月で終了しました。この研修を通じ、笠間の地域資源について改めて知見を深めることができました。笠間市の特産品である栗については、京都の丹波や高知の四万十などを訪問し、笠間の栗の生産量の多さや質の良さが全国的に高く評価されていることを知りました。

研修の成果として、笠間の地域資源を活かして地域の皆さんと一緒に何ができるだろうかといろいろと悩みましたが、協力隊として改めて笠間の栗を使った地域活性化に取り組んでいこうと決意することができました。

しかしながら、現在はまだ構想段階です。それを明確にするためにも、生産者の方など市民の皆さんと実際にお会いし、さまざまな思いを聞きながらもう一度足元を見つめ直して、具体的な行動につなげていきたいと考えています。どうぞよろしくお願ひします。

地域おこし 協力隊とは

地域おこし協力隊とは、総務省が平成21年度から取り組んでいる制度で、都市部の意欲ある人材が地方へ移住（最長3年）し、地域力の維持・強化を目的とした支援活動を行うものです。

ブログやフェイスブックも
ご覧ください

ブログ▶ <http://ameblo.jp/kasamart-wa/>
Facebook▶ <https://www.facebook.com/Kasamartowa>

【問合せ】まちづくり推進課（内線538）